

認定子ども氏名

※令和7年6月以前(過去24月分前まで)の利用料について、市へ請求していない分があり、今回請求する方のみ作成してください。

新2号認定用

認可外保育施設等利用料の請求額計算シート(前期分)

※一月当たりの利用料を前回以前と今回に分けて請求いただく場合で、支給上限額を確認されたい場合や、請求書の作成前に前回までの請求状況を確認されたい場合は、お手数ですが市子育てあんしん課へご連絡ください。

1 月別請求額の計算

■令和 年 月分 (請求する年月を記入してください)

① 請求できる金額の上限が下のA、Bのどちらに該当するか確認します。

A 月の初日から末日まで認定を受けていた場合

月額

A

 37,000 円

B 施設等利用給付認定の認定期間が月の途中から始まっている、または月の途中で終了している場合

月額上限37,000円 × 月のうち認定期間の日数 日 ÷ その月の日数 =

B

 円

(例えば認定期間が18日から31日までなら14日と記入)

(小数点以下の端数切捨て)

② 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用した際に交付されている以下の書類を確認し、無償化の対象となる額(特定子ども・子育て支援利用料)を合計します。

【認可外施設、一時預かり事業】
領収証兼特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書

【病児保育事業】
特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書

【ファミリーサポートセンター事業】
盛岡市ファミリーサポートセンター事業活動報告書(依頼会員用)

合計

②

円

証明書類が複数枚発行されているときは、その月の利用分の金額を全て合計してください。

○支払った保育料のうち無償化の対象となる額(特定子ども・子育て支援利用料)

③ ①の上限額(A又はB)と②の額を比較し、少ない方の額を右欄に記載します。

当該月請求額A ③ 円

※市確認欄 前回給付額 給付額計

■令和 年 月分 (請求する年月を記入してください)

① 請求できる金額の上限の確認

A 月の初日から末日まで認定を受けていた場合

月額

A

 37,000 円

B 施設等利用給付認定の認定期間が月の途中から始まっている、または月の途中で終了している場合

月額上限37,000円 × 月のうち認定期間の日数 日 ÷ その月の日数 =

B

 円

(例えば認定期間が18日から31日までなら14日と記入)

(小数点以下の端数切捨て)

② 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用した際に交付されている以下の書類を確認し、無償化の対象となる額(特定子ども・子育て支援利用料)を合計

【認可外施設、一時預かり事業】
領収証兼特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書

【病児保育事業】
特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書

【ファミリーサポートセンター事業】
盛岡市ファミリーサポートセンター事業活動報告書(依頼会員用)

合計

②

円

証明書類が複数枚発行されているときは、その月の利用分の金額を全て合計してください。

○支払った保育料のうち無償化の対象となる額(特定子ども・子育て支援利用料)

③ ①の上限額(A又はB)と②の額を比較し、少ない方の額を右欄に記載

当該月請求額B ③ 円

※市確認欄 前回給付額 給付額計

(裏面に続きます)

① 請求できる金額の上限の確認

A 月の初日から末日まで認定を受けていた場合

月額 A 37,000 円

B 施設等利用給付認定の認定期間が月の途中から始まっている、または月の途中で終了している場合

月額上限37,000円 × 月のうち認定期間の日数 日 ÷ その月の日数 = B 円

(例えば認定期間が18日から31日までなら14日と記入)

(小数点以下の端数切捨て)

② 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用した際に交付されている以下の書類を確認し、無償化の対象となる額(特定子ども・子育て支援利用料)を合計

【認可外施設、一時預かり事業】

領収証兼特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書

認可外施設、一時預かり事業の領収証兼提供証明書のイメージ。特定子ども・子育て支援の提供内容、金額、日数などが記載されている。

【病児保育事業】

特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書

病児保育事業の提供証明書のイメージ。特定子ども・子育て支援の提供内容、金額、日数などが記載されている。

【ファミリーサポートセンター事業】

盛岡市ファミリーサポートセンター事業活動報告書

ファミリーサポートセンター事業活動報告書のイメージ。活動種別、時間、料金などが記載されている。

証明書が複数枚発行されているときは、その月の利用分の金額を全て合計してください。

合計

○支払った保育料のうち無償化の対象となる額(特定子ども・子育て支援利用料)

② 円

③ ①の上限額(A又はB)と②の額を比較し、少ない方の額を右欄に記載

※市確認欄

前回給付額

給付額計

当該月請求額C ③ 円

2 請求合計額の計算

表面と裏面で計算したそれぞれの月の請求額を合計し、請求する金額の合計を算出します。

当該月請求額A 円 + 当該月請求額B 円 + 当該月請求額C 円 = 前期請求額合計 円

当期(令和7年7月から9月期)分の請求額との合計額を、施設等利用費請求書の「6. 請求する認可外保育施設等利用料の額」欄に転記してください。

用紙が不足する場合は、この用紙を複写してお使いください。